

【アメリカ】原油輸出解禁に伴う連邦規則の改正

米国政府は、「2016年統合予算法」（2015年12月成立）に基づき原油の原則禁輸措置を解除した（本誌266-2号（2016年2月）p.26参照）が、これに伴い、輸出管理規則（Export Administration Regulations）の改正が必要となった。2016年5月12日、商務省は規則改正の趣旨や内容を連邦官報に掲載し、改正規則は、同日に発効した。改正の眼目は、原油輸出を許可制とする連邦規則第15編第754.2条を削除し、同省産業及び安全保障局（The Bureau of Industry and Security）が制定し維持する輸出規制品目（Commerce Control List）から「原油」を削除することである。そのほか、今回の改正では、イランへの輸出許可制を定めた同編第746.7条でも、対象品目から「原油」が削除された。なお、「2016年統合予算法」では、同法成立後も例外的に原油輸出が禁止される場合（経済制裁対象国への禁輸など）を規定していることから、改正後の規則でも、これに合わせ、輸出管理規則上の規制品目として、「原油」に関する定義は残す形としている。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-05-12/pdf/2016-11047.pdf>

【アメリカ】国際的文化財保護及び保全法

2016年5月9日、P.L.114-151「国際的文化財保護及び保全法」（Protect and Preserve International Cultural Property Act）が成立した。同法は、全4か条から成り、第2条で、武力紛争や自然災害が及ぼす危険から文化財を保護するため米国政府が行う取組を調整する省庁間委員会を設置するよう、大統領に求めている。第3条では、シリアに焦点を当て、大統領が、シリアから不法に流出した文化財について、輸入規制の権限を発動し、又は当該権限の発動を放棄する場合の要件をそれぞれ定めている。この場合の大統領の権限とは、1970年11月に国連ユネスコ総会で採択された「文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する条約」を実施するため、1983年1月に制定された「文化財条約実施法」（Convention on Cultural Property Implementation Act: P.L. 97-446）で規定されたものである。そのほか、第4条では、大統領に対し、政府機関が行った関連の取組について連邦議会に年次報告を提出するよう義務付けている。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114hr1493enr/pdf/BILLS-114hr1493enr.pdf>

【EU】難民庇護に関するダブリン規則の改正案

欧州委員会は2016年5月4日、ダブリン規則(604/2013/EU)の改正案(COM(2016)270final)を公表した。同規則は難民庇護申請の審査に責任を負う加盟国を決定するものであり、庇護希望者が不正規にEU域内に入国した場合には、最初に入国した加盟国を責任国とするとしている。この規則によれば、中東や北アフリカからEUへの主な入口となるギリシャやイタリアといった特定の加盟国が、急増している申請の大部分を審査しなければならない。そこで、改正案では是正割当てメカニズムを導入し、ある加盟国が当該国の人口・財政規模から算出された件数の150%を超える申請を受けた場合には、以降の申請は他の加盟国に割り当てられる。一時的にこのメカニズムに参加しないという選択も可能だが、その場合には参加していた場合に当該国が1年間に割り当てられていたであろう人数について一人当たり25万ユーロを支払わなければならない。また、改正案では責任国決定までの期間を短縮し、手続の迅速化も目指している。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0270>

【EU】大企業の納税情報の報告・公開に関する会計指令改正案

企業による租税回避への対策の一環として、欧州委員会は 2016 年 4 月 12 日、EU 共通の会計基準を規定した会計指令 (2013/34/EU) の改正案 (COM(2016)198final) を公表した。欧州委員会は、租税回避により加盟国全体で年間 500 億～700 億ユーロの税収を失っていると試算している。改正案では、EU 域内で活動し世界全体での売上高が年間 7 億 5 千万ユーロを超える多国籍企業に対し、納税情報を EU の国別に報告し、ウェブサイトで最低 5 年間公開することを新たに義務付ける。6,000 社以上が対象となるものと見込まれている。必要な情報は、事業内容の性質、従業員数、純売上高 (関連企業間の売上高も含む)、税引き前の利益、発生税額、納付税額、留保利益の 7 項目で、全ての関連企業の事業を含むものとする。EU 域外での事業については、国別ではなく各項目とも総額とするが、透明性など一定の基準を満たさない国については欧州委員会がリストを作成し、EU 域内と同様に国別の情報公開を必要とする。

(海外立法情報課・島村 智子)

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016PC0198>

【EU】公的機関のウェブサイトのアクセシビリティ改善に関する指令案

2016 年 5 月 3 日、EU 理事会、欧州議会及び欧州委員会の 3 者は、公的機関のウェブサイトのアクセシビリティに関する指令案 (COM(2012)721final) の修正に合意した。視覚・聴覚障害者を含む全ての者が必要な情報の入手や行政手続をインターネットで行うことができるよう、各加盟国が同一の要件に従って公的機関のウェブサイトのアクセシビリティに関する法令や管理規定を整備することを目指す。指令案は当初、12 種類のウェブサイト (所得税の申告・通知、求職情報サービス、社会保障給付、出生・婚姻証明書、高等教育機関への入学、公共図書館の蔵書検索等) を対象とするものであった。修正により、指令案は全ての公的機関のウェブサイト及び携帯端末対応アプリケーションを対象とすることが定められた。なお、公共放送や動画配信等については適用が除外される。加盟国には、自国の公的機関のウェブサイトがアクセシビリティの要件に適合しているか監視し、その結果について定期的に報告することが求められる。

(海外立法情報課・島村 智子)

・ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-1654_en.htm

【イギリス】2016 年自動車運転指導官登録法

イギリスでは、自動車の運転指導を行うには、1988 年道路交通法 (Road Traffic Act 1988) に基づく認定運転指導官 (Approved Driving Instructor: ADI) 登録簿への登録が義務づけられている。ADI 登録簿へは、理論・技能・指導能力の 3 つの試験に合格し、健康状態も良好な者のみが登録される。登録後も定期的に指導能力と健康状態を確認する「標準チェック」を課され、認定基準を満たさないと ADI 登録簿から削除される仕組みとなっている。2016 年 5 月 12 日に制定された「2016 年自動車運転指導官登録法 (Driving Instructors (Registration) Act 2016)」は、制約の多かった ADI 登録簿の再登録手を緩和し、実際に指導能力を有する者と ADI 登録簿とのかい離防止を目的とし、①4 年の有効期限が切れた後、1 年以内に再登録手をしなかった場合に、従来課されていた理論・技能・指導能力の 3 試験を「標準チェック」で代替すること、②従来は登録者が自ら行えなかった ADI 登録簿からの削除申請を可能にすることを規定している。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/16/contents/enacted>

【イギリス】2016年慈善団体に係る国民医療制度法

イギリスの国民医療制度（National Health Service: NHS）は、税を財源とし、国民は原則無料で医療サービスを受けられるが、近年高齢化や移民の増大により制度の破綻が危惧されており財源確保が喫緊の課題となっている。一方、イギリスでは伝統的に慈善団体による福祉活動が盛んに行われてきた。政府試算によれば、イングランドには、慈善団体は現在 260 団体あり、その年間の寄付金額は、NHS に充当する税の約 1% に相当する 3 億 2700 万ポンド（約 514 億円）である。慈善団体からの寄付金増額を目的として、2016 年 3 月 23 日、「慈善団体等に係る国民医療制度法（NHS (Charitable Trusts Etc) Act 2016）」が制定された。これまで慈善団体からの寄付金を NHS の財源とするには、NHS に関連する団体の中から国務大臣が受託者を指定していたが、この法律により、国務大臣の受託者指定に関する規定が撤廃され、寄付金を NHS の財源の一部にすることが可能となった。慈善団体が受託者を選べるようになるため、寄付金の増額が見込まれる。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/10/contents/enacted>

【イギリス】2016年先進薬物療法アクセス法

2016 年 3 月 23 日、患者に対して無認可の医薬品等を処方した場合に、医師間の情報共有を図ることを目的に、処方情報を登録・管理するためのデータベースを創設する「先進薬物療法アクセス法（Access to Medical Treatments (Innovation) Act 2016）」が制定された。この法律は、先進薬物療法（①認可医薬品の認可外処方及び②無認可医薬品の処方）を促進することを目的とし、処方情報に係るデータベース創設と当該データベースの情報へのアクセスについて定めている。①認可医薬品の認可外処方とは、成人用の認可医薬品を子どもに処方する場合や、適正用量の範囲外の量を処方する場合などが想定されている。②無認可医薬品の処方は、医薬品の認可や販売に関わる規制を整備した 2012 年の規則に定義される認可医薬品以外の医薬品を処方した場合を指す。なお、医師による①又は②の行為は、1968 年薬物法（Medicines Act 1968）及び下位規則に定められた例外規定により認められており、違法行為には当たらない。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/9/contents>

【フランス】大統領選挙に関する諸規定の改正

フランスでは来年 2017 年に大統領選挙が行われる。これに備え、2016 年 4 月、「大統領選挙に適用される諸規定を改善する組織法律」が制定され、改善が望まれていたいくつかの規定が修正された。①大統領候補推薦資格者（国会及び地方議会議員、欧州議会議員、市町村長等）が憲法院に提出する推薦書について、従来は正式な候補者資格に必要な推薦者数 500 名分のみを抽出して公表していたが、改正後は全て公表する、②テレビ等のメディアでの発言時間を全候補者同等とする原則は、候補者リスト公表から選挙運動期間開始前日までは適用せず、候補者の過去の選挙での得票数、支持政党の有力度及び世論調査結果に応じた配分とする、③地域により 18 時～20 時の間でばらつきがある投票終了時刻について、出口調査や開票速報の投票行動への影響を低減するため、一部の例外を除き 19 時に統一する、④海外在住者が居住国の領事館及び本国で重複して選挙人登録が可能となっている状態を解消する等の改正が行われた。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/4/25/INTX1527011L/jo/texte>

【フランス】スポーツの試合の安全強化のための法律

サッカー人気が高いフランスでは、国内リーグ戦等において過激なサポーター（フーリガン）の騒乱が頻発し、2015年9月にはマルセイユで試合が中断する事件も発生した。また2016年6月には欧州選手権（EURO2016）がフランスで開催され、安全な大会運営に国の威信がかけられていた。こうした状況を踏まえ、2016年5月に「サポーターとの協調及びフーリガン対策を強化する法律」が制定された。実効性のある対策を採れるよう、チームを運営するクラブや試合の主催団体に対して、安全上問題があると判断される者にチケットの予約販売や試合会場への入場を拒否又は無効とする権限、及びこうした者に係る個人情報データベースを構築する権限が与えられた。また、暴力的行為等により試合会場への入場を禁止される行政処分の期間について、従来の12か月から24か月に、再犯の場合は24か月から36か月に延長された。一方、スポーツ担当省の下に、クラブや主催団体とサポーターの協力体制を支援する国の機関が設置される。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/5/10/VJSX1604865L/jo/texte>

【フランス】たばこ製品の規制を強化する行政立法

現在フランスにおいては「たばこの害の削減のための国家計画 2014-2019」が実施されており、「2014年生まれの子どもが、2032年に（18歳になっても）たばこに触れない最初の世代となる」ことをスローガンとしている。2016年5月には、「たばこ及び関連製品の生産、提供及び販売に関するEU指令（2014/40/EU）を国内法化するオールドナンス（行政立法）」が公布された。既に法制化された「中性包装」（本誌267-1号（2016年4月）p.11参照）に加え、①たばこ及び関連製品の生産者は製品の成分を明示し、また製品の毒性について調査結果を公表する義務を負う、②たばこに含まれる一部の成分を使用禁止とする、③（正規製品であるという）真正証明とトレーサビリティについて方針を定め2019年から実施する等の施策が含まれている。また、保健大臣からは、たばこの害の防止のための基金を設立し2016年度は3200万ユーロ（約40億円）を投入すること、禁煙促進のためのキャンペーンを年内に実施することも併せて発表された。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/ordonnance/2016/5/19/AFSP1610773R/jo/texte>

【ドイツ】オンライン取引における個人情報保護のための差止訴訟法の改正

オンライン取引の増加に伴い、事業者は大量の個人情報を扱うようになった。事業者の中には、利益を得ることを目的として、収集した個人情報を広告や市場調査のために利用したり、他の事業者に売却したりするものもある。消費者本人の同意なく個人データを他の目的に利用することは、情報に係る自己決定権の重大な侵害である。このような違法行為に対処するために、消費者個人による差止請求又は損害賠償請求の制度があるが、これらに加え、差止訴訟法の改正（BGBl. I S. 233, 2016年2月24日施行）により、データ保護に関する法規の違反について、消費者保護団体による差止請求が可能となった。差止請求は、事業者が多数の消費者の個人情報を不当に収集、加工又は利用し、消費者全体の利益を損なう場合に行うことができる。データ保護に関する法規とは、広告、市場調査、興信所の運営、個人プロフィールの作成、個人情報取引等の目的のためのデータの収集、加工又は利用について定めるものである（差止訴訟法第2条）。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/4631, 6916.

【ドイツ】犯罪を行った外国人の退去強制を容易にするための滞在法改正

2015年の大みそかから2016年の新年にかけて、ケルンやハンブルク等の都市で、複数の外国人が通りがかりの女性に対して暴行や窃盗を行う組織的な犯罪が発生した。被害に遭った女性は数百人であり、犯人は主に北アフリカ系の外国人であった。犯罪を行った外国人の退去強制を行わなければ、社会に犯罪が増え、難民受入の政策について国民の支持を得ることが困難となる。このような理由から、滞在法の退去強制に関する規定が改正された（BGBl. I S. 394, 2016年3月17日施行）。退去強制は、退去強制することによる利益と、当該外国人にとってのドイツ残留の利益とを比較衡量して決定されるが、その際、外国人が法令を忠実に遵守したか否かが考慮されることになった（第53条）。また、生命、身体、性的自己決定権又は財産等に対する暴力を用いた犯罪を行い、自由刑が確定した外国人については、退去強制することによる利益が強く考慮されることになった（第54条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/7537, 7646.

【ドイツ】未成年者に対する電子たばこの販売禁止

18歳未満の青少年に対するたばこの販売は、青少年保護法により禁じられている。しかし、電子たばこは葉たばこを含まないため「たばこ」とみなされず、従来、電子たばこを未成年者に販売することは禁じられていなかった。連邦保健啓発センターの調査によれば、12～17歳の青少年の5人に1人が電子水たばこを、7人に1人が電子たばこを吸った経験があった。しかし、電子たばこや電子水たばこは、ニコチンの有無にかかわらず、様々な有害化学物質が含まれているため、青少年の健康に与える影響は大きい。そこで、青少年を電子たばこの害から保護するために、青少年保護法が改正され（BGBl. I S. 369, 2016年4月1日施行）、未成年者に対する電子たばこの販売、喫煙の許可及び通信販売が禁止された。また、未成年者が購入できないような技術的措置を施していない自動販売機による電子たばこの販売も禁止された（第10条）。この規定に違反した者は、5万ユーロ以下の過料に処することができる（第28条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/6858, 7394.

【ロシア】高度人材への国籍付与簡素化に関する法律

2016年5月1日連邦法第124号「連邦法「ロシア連邦の国籍について」第14条及び第30条の改正について」が施行された。ロシア国籍の取得を希望する外国籍者及び無国籍者のうち、一定の条件を満たす者については、国籍付与手続を簡素化するものである。簡素化の対象になるのは、①ロシア連邦の領域内にある教育機関又は研究機関において国家認証を受けた職業教育プログラムを専攻し、2002年7月1日以降に修了した者のうち、ロシア連邦において就労している者、②優れた技術を持つ専門家、である。いずれの場合も対象者の雇用主は、ロシア連邦年金基金に対し、当該人物の年金保険を3年以上納付していなければならない。またロシアで商業活動を行う個人事業主のうち、3年以上にわたって毎年300万ルーブル（1ルーブルは約1.7円である。）以上納税している場合や、ロシアに対する多額の投資を行っている場合（毎年600万ルーブル以上）にも、国籍付与手続が簡素化される。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/40757>

【ロシア】教育機関の自律性拡大

一部の高等教育機関の自律性拡大について規定した 2016 年 5 月 23 日連邦法第 148 号「連邦法「ロシア連邦の教育及び科学技術政策について」第 4 条の改正について」が公布された。同法によると、国立モスクワ大学、サンクトペテルブルグ大学、学術及び科学技術の分野で高い水準の成果を達成している高等教育機関等、研究者及び教員の養成に関して高い実績がある高等教育機関等（いずれも内閣が承認する）に対して、内閣や教育科学省が有していた権限の一部が付与される。具体的には、学位認定委員会を独自に設置し、独自の基準で博士候補（カンディダート。Ph.D に相当）及び博士（ドクトール。日本には相当の学位がない）の学位認定が行えるようになることなどが挙げられている。モスクワ大学及びサンクトペテルブルグ大学では 2016 年 9 月 1 日から施行され、その他の高等教育機関等については内閣が作成するリストへの登録後に施行される。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://static.kremlin.ru/media/events/files/ru/yK7GnkmATxMtPiARWOcn17aZpHJOIHLj.pdf>

【韓国】無資格の通訳ガイドに対する規制の強化

観光振興法の規定により、外国人観光客を対象とする旅行業者は、観光案内に観光通訳案内士（国家資格）の有資格者を従事させなければならない。しかし、近年、韓国の旅行業界では、外国人観光客、とりわけ最近急増している中国人観光客を対象とした無資格の通訳ガイドが横行し、韓国に対する誤った理解や、行き過ぎた低価格観光を助長する一因として問題となっている。これまでも、無資格の通訳ガイドを観光案内に従事させた旅行業者の登録を取り消したり、一定期間の営業停止等に処する規定はあったが（第 35 条第 1 項）、2016 年 2 月 3 日、観光振興法が改正され、通訳ガイド側に対する規制も強化された。具体的には、①無資格案内の禁止（第 38 条第 6 項）、②資格証携帯の義務付け（同条第 7 項）、③他人への資格証貸与の禁止（同条第 8 項）に関する規定が新設された。①及び②に違反した場合は 100 万ウォン（1 ウォンは約 0.1 円）以下の過料に処し（第 86 条第 2 項）、③に違反した場合は資格を取り消す（第 40 条）。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_J1F5Y1J2B0G4Z1S8Q2Y9G5O7P1N4I3

【韓国】科学技術有功者の礼遇及び支援に関する法律の制定

国のために犠牲になり、又は国に貢献した殉職者・負傷者を「国家有功者」として遇する「国家有功者等の礼遇及び支援に関する法律」（1984 年 8 月 2 日制定）に加え、2015 年 12 月 22 日、科学技術関連の功労者のみを対象とした「科学技術有功者の礼遇及び支援に関する法律」が公布された（2016 年 12 月 23 日施行）。同法の制定により、①「科学技術有功者」（国の科学技術発展への功績が顕著な者。以下「有功者」）等の定義、②未来創造科学部（部は省に相当）長官による 5 年ごとの「有功者の礼遇及び支援に関する計画」の策定、③有功者の選定方法、④有功者審査委員会の設置、⑤有功者に対する礼遇の内容、⑥「科学技術者名誉の殿堂」の設置等に関する事項が規定された。国会審議の過程では、「名誉」と「金銭的な褒賞」のどちらに焦点を合わせるのかが議論され、前者に重きを置く内容となるよう調整が図られた。なお、有功者の対象には大韓民国建国以降の死亡者も含まれる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1B5M1R1Q1E8J2M0I2T6I4I4P6A3R6

【韓国】 献体に係る違憲決定及び法改正

地方公共団体の長が、引取り手のない遺体を、生前の本人の意思とは無関係に大学医学部の教育・研究用に献体できることを定めた「死体の解剖及び保存に関する法律」第12条第1項の規定に対し、2015年11月26日、憲法裁判所は、過剰禁止原則（目的に比して過剰な規制手段を用いることを禁ずる原則）に反し、自己決定権を侵害しているとして違憲決定を下した（事件番号：2012 헌마 940）。これを受けて、2016年2月3日に同法が改正され、第12条第1項を含む関連条項が削除された。他方、2015年12月29日の同法改正では、生前の本人の意思による献体を容易にするための改正が行われた。これまでは、遺族の同意を必要としない生前の本人の意思による献体の場合、本人の意思の確認方法として民法上の遺言のみが規定されていたが、新たに、「本人が遺体解剖に同意するという意思表示、氏名及び年月日を自書・捺印した文書による同意」による確認方法が追加され、献体に係る意思表示の手続が簡素化された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_J1H5E1Z1B2W5X2G1D5F914A4R1N7T1
- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_V1W4C0Y8F0E1M1W7L5R012K9L2S0F6

【中国】 農地水利条例の制定

中国は水資源の乏しい地域が多く、農業生産において水利基盤の整備が大きな課題となっている。特に近年、全国的に都市化と工業化が加速する中で、人口増加地域での農業用水不足が深刻化し、農地の水利事業は様々な困難に直面している。このような状況の下、農地の水利事業の発展を加速し、農業生産力を高め、食料の安定的な供給を確保することを目的として、農地水利条例が制定された（2016年5月17日公布、同年7月1日施行）。全45か条から成る同条例は、農業法、水法等の現行法に基づき、水利計画の策定、水利工事、灌漑・排水管理、財源、罰則等について具体的に定めている。①行政主導、合理的な計画策定、水資源の節約、管理の徹底を原則として水利事業を発展させること、②水利計画策定に当たっては環境保護に留意し、当該地域の農業生産者の意見を十分に反映させること、③水利事業の財源は政府予算だけでなく、民間活力も積極的に導入することなどの内容が含まれている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

- ・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgd/201606/20160600480959.shtml>

【中国】 ワクチン流通・予防接種管理条例の改正

中国では、薬品管理法と伝染病防止法に基づいて制定されたワクチン流通・予防接種管理条例（2005年6月1日施行、全73か条）に、ワクチンの流通、予防接種とそれによる健康被害の救済等に関する規定がある。同条例は、ワクチンを第1種（国が国民に接種を義務付けるもの）と第2種（希望者が自費で接種するもの）に分け、第1種ワクチンについては政府による厳格な管理に従うことが義務付けられているが、第2種ワクチンの管理に関する規定は十分ではなかった。2015年4月、適切な温度管理等がなされていない25種類もの第2種ワクチンが中国各地で大量に違法販売されていた事件が発覚した。政府はこの事件を重く見て、関係者を厳正に処罰するとともに、ワクチン管理を強化するため同条例を改正した。2016年4月23日に公布・施行された改正条例（3か条増えて全76か条）では、第2種も含め、全てのワクチンの流通過程を省級政府の公共資源取引プラットフォームで集中管理することが義務付けられた。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

- ・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201604/20160400480696.shtml>

【台湾】性別雇用平等法の改正

台湾の性別雇用平等法（2002年3月8日施行、全40か条）は、雇用の機会均等、職場における男女差別の禁止、セクシャルハラスメントの防止、母性保護措置、救済・不服申立て、罰則等について規定している。同法は制定後、雇用主の義務拡大、罰則強化等を目的としてたびたび改正されてきた。2016年5月3日に立法院で可決され、同月18日に公布・施行された改正では、①授（搾）乳室及び託児施設等の設置義務の拡大（対象となる事業所の規模を従業員数250名以上から100名以上に改める）、②授（搾）乳時間とその対象者の拡大（改正前：1歳未満の子の親に対し1日2回、各30分。改正後：2歳未満の子の親に対し1日60分、さらに1時間以上の超過勤務につき30分）、③セクハラ被害者がセクハラ訴訟において出廷を求められた場合、雇用主は当人の有給休暇取得を認めなければならない、違反した雇用主は2万台湾ドル以上30万台湾ドル以下の過料に処することなどが定められた。（1台湾ドルは約3.3円）

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^89810C6666600A89810C60BC6681A9814D60626C89B1990C>

【オーストラリア】税制の一部改正

2016年5月4日及び5日に、税制を一部改正する一連の法律（Tax and Superannuation Laws Amendment (Medicare Levy and Medicare Levy Surcharge) 2016等）が連邦総督により裁可された。その主な内容は、①低所得者に向けたメディケア税（健康保険料に相当する。）等を非課税とする所得基準の引上げ、②国外から提供されるデジタル製品（映画等のストーリーミング又はダウンロードによる配信、電子書籍）及びその他のサービスに対する財サービス税（GST：消費税に相当する。）の課税拡大、③農業経営積立計画（FMDs：租税上の優遇措置を伴い、農業経営者が豊作年の所得を不作年の対策のために特定口座に預金できる制度）の所得税制上の取扱いに柔軟性を持たせること、④投資信託に対する税制の見直し、⑤1997年所得税法を改正し、革新的な事業を行う新規企業に対する初期段階の投資促進を目的とした課税上の優遇措置を設けること、⑥2002年ベンチャーキャピタル法を改正し、ベンチャーキャピタルへの投資を促進すること等である。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=r5665

【オーストラリア】契約トラック運転手の最低賃金規制に関する2012年法の廃止

2016年4月19日、道路安全報酬廃止法（Road Safety Remuneration Repeal Act 2016）が、連邦総督により裁可された。同法は、労働党政権期に制定された2012年法律第46号「道路安全報酬法」を廃止するものである。廃止に伴う所要の経過措置については、雇用大臣が行う。2012年法は、委員長及び副委員長を含む6名の構成員から成る独立の裁定機関（Road Safety Remuneration Tribunal）を設置するもので、当該機関には、トラックの契約運転手の最低賃金保障を目的として、当該賃金等を定める規則（order）の制定が委ねられていた。今回の廃止法は、現在の保守連合政権の提出したものである。その背景には、2014年及び2016年に実施された当該裁定機関に関する第三者評価が、同機関による最低賃金決定方式が必ずしも適切ではない（つまり、市場で決定されるはずの額より高い）水準の賃金を設定することにより、経済に悪影響を及ぼしており、その負担は、道路安全の面で得られる利益に勝っていると指摘していたことがある。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bid=r5655

【オーストラリア】食品の原産国表示に関する新たな基準

2016年4月16日、産業・イノベーション及び科学大臣により、食品の原産国に関する情報表示基準（Country of Origin Food Labelling Information Standard 2016）が定められた。当該基準によれば、①オーストラリア産（国産）の食品には、緑色と金色のカンガルーのマークを付すとともに、当該食品に含まれる国産原材料の割合が棒グラフと文字で示される。②輸入食品には、原産国名のみを大きく表示する。③国産品と輸入品の間段階として、オーストラリアで袋詰めのみした場合には、その旨及び国産原材料の割合のみ表示する。新基準導入の利点として、表示の態様を大きくは以上の3段階に分けることによって、消費者が視覚的に迅速に理解できる点が指摘されている。新基準は、2016年7月1日から、小売店等で食品を販売する場合に適用され、飲食店、持帰り用の食品店、学校等、食品を即時に消費する場合には適用されない。なお、経過措置として、2018年7月まで2年間、新基準によるラベルを貼付せずに販売することが可能である。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <http://www.foodlabels.industry.gov.au/>

【タイ】国民投票法に物議

2016年8月7日に予定されている新憲法案をめぐる国民投票について定めた国民投票法が4月7日、国家立法会議で可決され、4月22日に公布された。同法は第61条で、新聞、テレビ、電子メディア等を通して、真実と異なる又は反することを述べることを攻撃的、扇動的又は脅迫的な方法で投票者を妨害、誘導又は投票を棄権させることを国民投票の妨害と定めており、違反者には最長10年の禁固刑、2万～20万バーツ（1バーツは約3円）の罰金、10年間の投票権剥奪等が科される。4月29日には選挙管理委員会が同法の下位規則を発表し、攻撃的、扇動的な方法で意見表明すること、これを電子メディア上で投稿・共有すること、Tシャツやバッジの着用により他人を特定の見解に誘導すること、政府関係者等の立ち会わないセミナー開催等が禁止されることとなった。こうした規定には表現の自由の侵害であるとの批判が出ており、6月にはオンブズマン団体が憲法裁判所に同法第61条は違憲であるとして訴えを提起し、受理された。（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.bangkokpost.com/news/politics/943877/tough-referendum-law-in-effect>

【マレーシア】伝統・補完医療法が年内施行の見込み

2013年制定の伝統・補完医療法が、2016年中に施行される見通しとなった。同法は、国内で実施されている中国系の漢方薬の処方、インド系のアーユルヴェーダ、マレー系の伝統的マッサージ等について安全性を確保する目的で制定された。同法は、「伝統・補完医療」の各領域の施術内容や処方・施術の水準を設定する機関として伝統・補完医療委員会を設置し、この委員会が施術者の登録を行う。登録施術者には、定められた施術の水準の遵守、被施術者へのインフォームド・コンセント等が義務付けられるほか、メディアを通じた誇大広告等が禁じられる。未登録者の施術や、定義された「医療」領域を逸脱した施術は罰則の対象となる。政府は過渡期の措置として伝統・補完医療団体による施術者の自主登録を進めているが、2015年11月までの登録者は国内推計約30,000人のうち13,000人程度にとどまっていた。施行後2年間の登録猶予期間が設けられる。（海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.themalaymailonline.com/malaysia/article/ministry-hopes-to-enforce-traditional-and-complementary-medicine-act-this-y>